

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 4 6 号
2 0 1 6 年 6 月 2 2 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海 労 働 組 合 新 幹 線 関 西 地 方 本 部
執行委員長 小林



「通勤手当の戻入」に関する苦情処理会議拒否に対する抗議と、
苦情処理会議開催を求める申し入れ

6月7日、労使の幹事間で苦情申告「通勤手当の戻入について」（平成28年5月7日申告）に関する事前審理が行われた。しかし、会社は会社幹事が苦情処理会議を拒否する回答を行った。

この苦情申告の案件は、極めて就業規則第54条から57条の適用及び解釈に関する内容であり、会社はこの間、一方的な解釈を強引に押し通そうと主張してきた。組合は、組合員へ繰り返される事情聴取とその解釈に対して繰り返し抗議を行ってきた。

よって、今回の苦情処理会議を開催しない姿勢に対してここに断固抗議し、就業規則第272条にある適用及び解釈についての解決と、戻入の撤回を求めて苦情処理会議を開催すべきであると考えます。

よって、以下の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 6月7日の事前審理での回答を撤回し、苦情申告「通勤手当の戻入について」に関する苦情処理会議を早急に開催すること。

以上